平成２２年（再イ）第９４号
秋田市将軍野南３丁目６番14号
再生債務者　齊藤　愼一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月３日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第１４号
秋田県仙北市角館町小人町14番地５
再生債務者　伊藤　隆雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月３日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（再イ）第４２号
栃木県那須塩原市原町６番地293
再生債務者　原田　和男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月３日
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（再イ）第１０６号
千葉県印西市原山３丁目８番地13棟504号
再生債務者　伊藤　博子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月３日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再イ）第３６４号
神奈川県綾瀬市厚木基地内海上自衛隊ＡＳＳ
再生債務者　白川　巧磨
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第２９号
岐阜県大垣市南若森町648番地１
再生債務者　関田　一彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月３日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２２年（再イ）第１２号
滋賀県長浜市川道町1722番地
再生債務者　上田　実男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月３日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

平成２２年（再イ）第１４号
滋賀県長浜市口分田町570番地18
再生債務者　北川　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月３日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

平成２２年（再イ）第３５号
山口市大内御堀2414番地２　サンルーチェみほり105
再生債務者　橋本　宜仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月３日　山口地方裁判所

公文書等の管理に関する独立行政法人国立健康・栄養研究所公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

平成 23 年３月 16 日　独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長　徳留　信寛

東京都新宿区戸山１丁目23番１号　独立行政法人国立健康・栄養研究所事務部庶務課内

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第２号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 23 年３月 16 日　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
北関東自動車道	群馬県太田市東今泉町488番２から 栃木県佐野市小見町1370番２まで

２．指定する期日　平成23年３月19日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。